

# 平成28年度 第1回 大阪府子ども施策審議会

日 時：平成28年11月11日（金）  
13時から15時まで

場 所：プリムローズ大阪 3階 高砂

【事務局】 議事（１）について説明

【事務局】 議事（２）について説明

○会長 はい、ありがとうございました。非常にたくさんの資料で分かりにくかったと思いますが、いかがでしょうか、皆さんのほうから、ご質問、ご意見。

○委員 資料１、大阪府子ども総合計画個別の取り組みの実施状況の部分について意見させていただければと思います。

現在、平成２７年度の取り組み状況が、表の一番右のほうにずっと書いてあるわけですが、中を細かく見せていただくと、かなり事業の取り組みについて詳細に書いていただいている部分から、何回という回数とか人数とか、数が出てくるものが結構ありますので、来年度以降、この進捗状況がどのように推移していくのかというところを、ここで見ていくことになるのかと思っております。

幾つかのものでは分かるのですが、例えば、何％増加したとか、そういった書きぶりになっていきますと、事業が順調に推移しているのかどうかというところが見られるので、単に回数だけではなく、百分率で表してもらおうであるとか、具体的な回数が順調なのかどうかの評価が分かるような書きぶりを考えてもらうと、来年度以降、こちらが実施状況を検討する際に、中身がより分かりやすくなるかと思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございました。母集団全体の中で、例えば、一人親家庭の何か施策であったら、一人親全体の中で、この相談に来られた人は何人なのかみたいなかたちの百分率、それと経年比較で、どれぐらい増加していったのかという増加が分かるパーセントという、その２点というご理解でよろしいでしょうか。

○委員 補足をありがとうございました。そのかたちで書いていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございました。ぜひ、そうしていただけたらと、思います。

他はいかがでしょうか。はい、そちらから先に、すみません。

○委員 一つ確認ですが、しょうもない確認で申し訳ないですが、子どもの貧困調査のところで、対象市町村を３０市町とおっしゃっていたのですが、１３市町ですね。確認です、資料は１３です。

○事務局 府が実施したのは３０で、市町村がそれぞれで予算を取って実施していただいた市が１３市あるということです。

○委員 それと、保育の場の人材育成のことですが、これは私は特に保育の専門でもないので、ただ、障がい児の支援等をやっている立場から、やはり保育士の、保育の場の質の担保を心配しているので、人材を急いで作らなくてはいけない状況は分かるのですが、非常に短期の育成ですので、実際それで十分な質の担保が得られるのかと非常に心配しています。

それから、今の保育士が足りない状況は、確かに保育の場のニーズが、特に日増しに増えてきたということにあるからだと思うのですが、現在の保育士たちも、例えば給料が非常に安いとか、勤務が非常に厳しいとかで、実際には資格を持っているけれども家庭に入っている方がたくさんおられるのです。そういう方たちを活用するような方策はないのかとか、実際に若い人たちで保育に入って、やはり給料も安いし、早く辞めていく人たちも結構多いと。

私の大学でも保育の子たちはおりますので、そういうところをぜひ検討していただいて、対応を考えていただけたらと思っています。

○会長 はい、ありがとうございました。潜在保育士の活用ということで、よりそこにも力を入れてほしいという理解をいたしました。ありがとうございます。

○委員 1点目は、先ほどお話しいただいた保育人材の質の問題に関してお話しさせていただこうと思っていたのですが、先日も児童ポルノの問題であったり、暴行の問題であったりで新聞に載っていたかと思うのですが、人材を早急に集めると、どうしてもそういうことが起こるのかなと。

それと、せっかく子どものことをと思ったばかりに子どもが被害者になっていくと。それは当然、一生において子どもたちにとって傷がついていく、心の傷はたぶん癒えないだろうと、そういうことになってしまいがちです。

そうしたときに、数ばかり集めていくと駄目なのかなと。そこが大人の事情に向けた政策と、子どもにとって本当にそれが望ましいのか、ゼロ歳の子どもは本当に預けられたいと思っているのかというところです。

大人の事情はそうなんだと思うのですけれども、ゼロ歳児が、果たして全員親元から離されたいかと、それが果たして生き物として正しいのかというところも、子どもを中心に考えたときには重要なことなのではないか。どうしても制度制度ばかりで、子どもが置き去りになっていく、大人の論理になっていくのかなと。

実際に私が、PTAの話をするときも、お父さん、お母さんたち、皆さん、選挙には行ってくださいねと話をします。そのときには、子どもの分も考えて投票してくださいということをよくお話を差し上げるのですが、やはり子どもというのは、社会的に弱者だと思います。投票権もないですし、発言もできない、主張もできない。この子たちを置いておいて、大人中心のことを考えて、大人がこうしたいからということでやっていくと、やはり社会で、実際に起こっているようなことが起こってしまうのではないかと、お話を伺いながら感じていました。

もう1点ですが、基本方針でしたか、取り組みのほうで、大枠でお話しただしていた、「子ども総合計画」本体計画の34ページから始まります、基本方向に基づく重点的取り組みで、少しだけ気になったことなので、今日ご回答をいただくことはないと思うのですが、その35ページで、子どもや若者が再チャレンジできる仕組みづくりのところで、これは大阪の府立高校の入試制度が改革されたときに感じたのですが、内申書が中

1から入っていくと。

子どもたちが中1でつまずいたら、もう二度と立ち上がれないシステムが、実際には大阪府の教育委員会で始まっている状態で、子どもたちは再チャレンジできない。そうすると、やはり進学先が限定されてしまう。これは決して再チャレンジができる仕組みには、現状はなっていないのではないかと。

それと、せっかく「子ども施策審議会」でいろいろお話し合いをしているのと、教育委員会ですれがあると。実際には大阪府としての方向性が、ベクトルが合っていないのではないかと、強く感じました。

これはあくまで感想なので、すみません、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○委員 先ほどから出ております保育人材の確保の件に関しまして、私も質の低下を招かないかというところを一番懸念しております。それからもう1点、雇用ですね。新たな保育人材の雇用形態がどのようになるのかということも、また今後明らかになっていくかと思うのですが、そのことが、きちんと働く層にとってプラスになるようなかたちで、しっかりと位置付けていかれるといいなと思っております。

やはり子どもの貧困の背景には女性の貧困がありますし、その辺はしっかりと、こういった新たな事業が、その解消に向けての一翼を担うということに結びつけば、非常に有効に活用できるのではないかと思います。

それと、今年度はまだ2年目ということで進捗状況を出していただいたのですが、ぜひ、来年度になりますと、もう既に半分以上過ぎることになりますし、先ほど、前回のどれくらい進んだかというものをパーセンテージで表してもらえたらというご意見もありましたし、総合計画全体として、この部分は前進しているのだけれども、やはりこの部分は若干まだ弱い部分があるなということも、なかなかかなり広範囲なので、それをつかんでいくのは大変な作業だと思うのですが、またその辺を、どこかで留意していただいて、総合計画全体として、どのような状況にあるのかということも、また教えていただけたらと思います。

○会長 ありがとうございます。質の問題と、それからポイント、本当にここが進んでいますよと明確になったらいいと、本当にそう思います。ありがとうございます。

○委員 多種多様な事業をされていて、本当にすごいなと思って感心して伺っていたのですが、私自身は非常に単純な提言で申し訳ないのですが、多種多様なことをされていて、平成27年度の取り組みと書かれているのですが、これを大阪府のどちらの課がやられているのかということが、これだけを見ても分からないのです。

例えば、先ほどのこの事業計画の98ページのプラットホームのイメージを見させていただいたら、教育委員会であったり、大阪府の福祉部であったり、いろいろなところが関わっているのだと分かって、こういうのがあったらすぐ分かるのですけれども。

本当にたくさんの事業をされているのですが、例えば、何か困ったときにどちらに相談したらいいのかとか、年齢で区切られることもあるのかということは、私自身も普段診療をしていて、よくそういうことに突き当たるのですが、年齢で何歳まではどことか、結構区切られているのですが、非常にそのあたりが分かりづらいので。

この一覧で、こういうことをしているのだけれども、これはどこがしている、どこに言ったら教えていただける、アドバイスをいただけるというように、表にさせていただくだけでもかなり分かるかと。

これを例えば、この会議で配布いただいているのですが、どこまで府民の方に配布されているのかとか、インターネット、ホームページを見たら分かるのかとか。なかなかこれだけでは、私自身も実際に専門の仕事をしていても分かりづらくて、どこに相談したらいいのだろうと本当に困ることがあるので、そのあたりを整理していただけたらと。

漠然とした言い方で、ご理解いただけたかどうか分からないのですが、せっかくされているのに、そこが問題というか、私自身が困っているので、今日言わせていただけたらと思います。

○会長 ありがとうございます。最後の点、もし、お答えいただけるのであれば、この資料、データは府民に、ホームページにアップされるとか、そのあたりをお願いします。

○事務局 冒頭に申しましたように、会議を公開することになっていきますので、資料については、会議が済んだ後、会議資料としてホームページ上で公開いたします。

○事務局 いろいろ、今回の資料の示し方についてご意見をいただきました。この計画の進捗状況を報告したのは、今回初めてですが、示し方の工夫はまずさせていただきます。

もう1点だけ、すみません。保育人材についての質の確保ということで、複数の先生方からもご指摘をいただきまして、今回の提言の中で、保育の質の確保というのが一番のキーワードと言いますか、留意しなければならない点ということで、部会の先生方におかれまして、非常に留意していただいて検討していただきました。

その中での若干補足ですが、この保育支援員というものにつきまして、子育て支援員をベースにしまして、さらにその現場で実践的な内容で、すぐ使えるような、また知っておいていただかなければならない内容を深めまして、そういう検証をまず行うということと、併せましてチーム保育と先ほど申し上げておりましたけれども、保育士と一緒に共同してやる人材ということで、基本的に一人で現場の子どもに接するものではないという点で、安全性と言いますか、保育の質の確保をさせていただいているということです。

あと、雇用形態等につきまして、保育支援に続けて、現場での実践を通じまして、保育士へのステップアップをしていただくという位置付けで養成していきたいと考えております。

○委員 今の人材育成のことで、私も意見とご質問があるのですが、子育て支援員の養成は、各市町村で少しずつ始まっていると側聞しております。例えば、大阪市が、株式会社に子育て支援員の養成プログラムを委託しているとか、そういうものを聞いているのです

が、大阪府内の全市町村で、ここまでの間に、どのぐらいが子育て支援員の養成課程にいかれて、子育て支援員が生まれているのか。

先ほどおっしゃっているのは保育支援員で、保育支援員というのは子育て支援員の上に乗っかっているものというご説明でしたので、子育て支援員の数以上には保育支援員は生まれてこないですね。ということをお考えすると、この子育て支援員の養成が、豊中市は実はまだ始まっていないのですが、そのあたりのことをまずお伺いしたい。

ここに保育士の業務の分解マトリックスというのが、参考資料5でしたか、中に出ておりました、いろいろ時間を追って書いてあるのですが、日本の場合は、人を階層的に使うということがあまり習慣としてないように思うのです。

例えば、他の国では、何人はどんな仕事をするということが決まっている国もあるように思いますが、日本の場合は、割合と総合的にするということですので、あなたは子育て支援員だからここまでとか、あなたは保育支援員だからここまでできるのよとか、なかなか切り分けるのは難しい状態の中で、そういうことも感ずるのです。

そのあたりのことを、こういうようにつくりになったのはなったんだけど、実は働くようになると、そんなふうに簡単に、マトリックスになっているようなグラデーションできれいに分けるのは非常に難しいということが、まず1点。

もう一つ、この仕事の中に研修というのが、全然、ここにはうたいこまれていないですね。実は幼稚園と保育園を比較したときに、放課後という概念が保育所の場合はありませんから、なかなか教員が研修に出掛ける時間を確保するのは難しいという現状であると思うのです。

そういうことなども、この考え方の中にどこかに含まれているのかどうか、そのあたりも、少しお伺いしたいと質問をいたしました。

○会長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○事務局 お答えさせていただきます。子育て支援員が、今大阪府内にどのぐらいいるのかというご質問を、まず1点目にいただきました。

これにつきましては、平成27年から子育て支援員は制度化されまして、平成27年度は、大阪市や堺市など、幾つかの市町村で先行して取り組んでいただいていたのですが、平成28年度はかなりの市町村で取り組んでいただいております。

平成28年度末で、約1000名程度まで、大阪府内には子育て支援員が養成される見込みであることをご報告しております。

それと、この新たな保育人材につきましては、子育て支援員の上ということもご報告させていただきましたのですが、もう一つは、保育士試験の一部合格者の方々もベースとして考えております。保育士試験を受けて、これから保育士になろうかという方々は、意欲も、また知識もあるということですので、これらの方も保育支援員の方と同様のスタート台に立っていただくということで、保育支援研修が実際に発動するときには、一定の数の確保を見込むことができるのではないかと考えております。

それと、委員からマトリックス図について、なかなか仕事というのは、日本的には切り分けと言いますか、きれいにっていない部分があるというご指摘をいただいたところです。私どももそれは意識もしておりますし、このマトリックス図をつくるときにも、部会の先生方からも、そのあたりのご意見は確かにいただいたところです。

そのようなかたちの中で、かぶり感を出すために、例えば19ページ下、20ページなどでは、同じような内容についても、それぞれ場合によっては保育士がなさるけれども、保育支援員でもできますよねというような、かぶり感を表示させてもらいました。

ただ一方で、強くご意見としていただいておりますのは、絶対に、やはりこれは資格者でないと従事してはいけないことはあるよねと。そのところは譲らないかたちで運用してもらおうのが絶対だよねということで、これもあくまでも例というかたちで示させてもらっていますので、実際にこの運用にあたっては、絶対に資格者でなければならない部分を除いては、若干の異例が発生するのかなと考えております。

○委員 絶対に資格者でないと駄目な仕事は、例えばどういうことですか。

○事務局 例えば、19ページから20ページです。保育指針の第4章では、保育課程の作成というところが、主任保育士なり保育士としか表現は入れさせてもらっていません。

これは、保育所であろうと、認定子ども園であろうと、その施設の大方針を決める計画、骨格に関わる部分ですので、このあたりというのは、やはり資格者で行うべきではないかというご意見を賜ったところです。

同じように、園における研修、特に幼稚園ですね、昼から研修に行ったりするケースもありますし、認定子ども園も同じようなことがあるとは思いますが、これはあくまで21ページで、ある園の1日例というかたちで示させてもらっておりますので、全てがこの時間割の中で示させてもらっているものではありません。

ただ研修、スキルアップというのは、資格者であろうと、資格がない、今回で言うと保育支援員もそうだと思うのですが、研修は大切なものだと思いますので、各園におかれまして、いろいろな研修体制、機会というものは与えていただければありがたいと考えております。

○会長 はい、ありがとうございます。そういうことも起こり得る、そんなにきれいに切り分けられるわけではないので、そういう想定をしていくとか、今、おっしゃっている研修も、どれぐらい府が明示して各市町村に必須化していくのかなど、これからまだまだ作り込んでいかれると考えてよろしいでしょうか。

○事務局 はい。また、これは提言というかたちでいただいたものですので、研修プログラムであるとか、情報公開のあり方も含めまして、また府として設定をしまいたいと考えておりますので、本日ご意見を賜ったことは、しっかりと対応していきたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。たくさんの方が、保育の質のことをおっしゃったことを、ぜひ考慮していただけたらと思います。

○委員 すみません、今の人材育成の委員でもありましたので、ご心配されておられました、いわゆる質の確保については、5人の委員全てが、まずはそこはありきだよねということ議論を進めさせていただいております。

ただ、その中で、実際にこの資料でもありますように、いわゆる認定子ども園へ移行したところが約376カ所ということは、保育園から認定子ども園に移行すると、1号認定が加わりますので、この時点で、だいたい年齢1人担任が増えるとなると3名、それに主管が増えると4名ということで、それと幼稚園から移行された場合は3号認定の子どもたちが増えますので、そうすると少なくともやはり5名、6名という人材の確保がまず必要になってきます。

その中で、約400近い施設が認定子ども園に移行している中で、単純に計算して400と3名を掛けていただいても1200名の人材が、急にこの1、2年で必要になってきているということも事実でございます。

またここには出ていませんが、これ以外に小規模保育所というのが各市町村で、どんどん、どんどん増えてきていますので、その施設についても、1施設3名から5名の職員数が当然必要になってきますので、約2000名以上に相当する職員数が、この1、2年で急激に人材確保しなければならないというのが現状ということで、お知りおきいただけらということと。

それぞれ潜在保育士も社協を通じて研修もさせていただき、先週も1施設ありましたし、うちも来週、うちの子ども園で潜在保育士の研修をさせていただき、できるだけ就職につなげていきたいということもさせていただいておりますので、現場ということで報告させていただければと思います。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。はい、簡単をお願いします。

○委員 質の確保もそうなんですが、その方たちの生活保障がしっかりできるようにしていただきたい。というのは、子どもたちの貧困ということは、やはり若者の貧困なんです。

学生もそうですし、やはりお金がなくて大学をやめざるを得ない子たちがたくさんいるのです。奨学金をもらえば借金になりますので、奨学金さえもらえない。本当に今の若者は貧困で困っていますので、それが虐待にもつながっていますし、それをこの制度が安上がりにならないようにしていただきたいと、要望だけです。

○会長 ありがとうございます。ぜひ、ご考慮いただけたらと思います。ありがとうございます。

それでは、事務局からこの補足説明がございますか。

○事務局 はい。今回、資料にも提供させてもらっているのですが、大阪府における待機児童対策の現状について、追加でご報告をさせていただけないでしょうか。

資料番号は資料6でございます。待機児童の現状について、資料にもお示しさせていただいているとおり、平成26年度までは待機児童が年々減ってきたところですが、平成27年度新制度発足以降、新制度に対する期待であったり、あともう一つは、保育要件の事



由です。フルタイムに加えて、パートタイムや求職活動の方々も保育所を使えるということもあったということで、潜在的ニーズが掘り起こされたということで、待機児童の数が、平成28年4月1日では1434名の方々にお待ちいただいている現状がございます。

今後ともそういう意味合いにおいては、保育の受け皿の拡大を進めるとともに、今ご議論をいただいた保育士、保育の現場でご就労いただく方々の確保が重要であるという認識をしております。

国におきましても、新聞報道等で出ているのですが、国の取り組みということで、待機児童解消加速化プランの前倒しということであったり、緊急対策の実施ということで、保育所等の利用定員の120%超えの年数をまた一定長くするとか、いろいろな緩和は併せて行われています。

それ以外の特筆的なことといたしましては、今まで国は認可外保育に対しては、認可外移行を前提でないと、いろいろな助成金等々は対象にしていなかったのですが、行政、市町村だけに任せるのではなく、企業にも保育所をつくっていただいましょうということで、企業主導型保育事業の積極展開を内閣府が行っています。

ちなみに大阪府内では、既に15カ所で事業採択されておりまして、まだオープンはしておりませんが、今後467人分の保育の受け皿が拡大される予定となっております。

大阪府の取り組みについては、これまで安心こども基金を活用しまして、保育所の整備、市町村をしっかりと支えさせてもらってきました。また、幼稚園団体の皆さま、保育所団体の皆さまのご協力もいただいて、認定子ども園の移行支援も行っていました。

また、事業所内保育施設の設置促進という委託事業も社協にもさせてもらっています。それ以外に、新しいものをつくっていくということだけではなく、既存ストックというのもしっかりと活用していこうという考え方を打ち出しております。

具体的に申し上げますと、11月の頭に新聞報道でも出たのですが、府営住宅の空き室を活用しまして、小規模保育事業、19名以下の小さな保育事業所が、今般、島本町で開設されました。また同様の動きが交野市、吹田市でも予定されています。

それ以外に、これは既に取り組んでいただいていますけれども、小・中学校の余裕教室の活用ということで、豊中市や岬町でも既に取り組んでもらっています。また国家戦略特区を活用しまして、豊中市の市営公園で保育所整備が行われるということも、既に決まっております。

保育士の確保や、処遇改善というところですが、特区を活用したかたちで、平成27年度から年2回の保育士試験も行っておりますし、潜在保育士の掘り起こしということで、保育士・保育所支援センターを設置、登録いただいて、その方々に現場に戻ってきていただくような取り組みもやっております。

また今年度、国の制度でもあるのですが、就学資金貸付ということで、新規に保育士を目指す方々の応援する免除付き貸付事業というものを実施することとなっております。約1800人分の予算を確保しております。

それと、保育士の処遇改善は大切だというご指摘をいただいたのですが、これは国も特に意識しておりまして、一億総活躍プランの中に、処遇改善をしっかりとやっていくという方針も出されていますし、それをどの範囲ですればいいのかということについて、幼稚園、保育所、認定子ども園に現在国が調査をしております。どれぐらいの単価にすればいいのかということについて、今、国も議論をしております。府としても、そのところは、国家要望もしっかりして、必要な人件費を確保できるような枠組みを実現していきたいと考えています。

その他としまして、その下に特区のお話を書かせてもらっていますが、これについては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。補足として、待機児童解消に関する取り組みをご説明いただきました。今の点に関して、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○委員 すみません、産業構造が第1次、第2次産業から、第3次、第4次と呼ばれる産業構造に変化をしていて、従前1と2の場合は、割合と筋肉の必要な仕事が必要な仕事で、どちらかと言うと男性がその仕事に従事するほうが向いていると言われていたものから、3と4になってきますと、ほとんど筋肉が要らない仕事に変わってきていて、その中で女性が働きに出るという動機が非常に高まって、どんどんと就労される方が増えてきている。もちろんキャリアを生かされるという場合もありますでしょうし。

ですから、はっきり申し上げますと、女性が必ず働くものだということが前提で全体の施策が打たれないと、実はずっと追い掛けっこなんです。どこまでいったら、この待機児童がいなくなるのかという話も含めて考えると、ご結婚なさって出産なさった方々は、一定、育児休暇等を終えられた後、社会復帰なさると。こういう前提条件になると、今のようなやり方で、追い掛けられているものに対して、一生懸命逃げていくようなかたちの施策の取り方は、残念ながら根治治療にはならないだろうと、私はいつも考えておりまして。

当初、この新制度が始まるときに期待された私立幼稚園が、この待機の面であったり、低年齢保育に参入をするということが、残念ながら大阪府の場合はあまり進んでいないですね。認定子ども園化しているのも、どちらかと言うと保育園の方々がたくさんなさっていて、私立幼稚園は、いまだ、そんなにたくさんの園が認定子ども園になっていない。

この一番大きな理由は、何度も私はこの会議で申し上げましたが、この制度は市町村ごとの制度になっていて、もともと私立幼稚園は学校でしたので、地域をまたいで園児が登園するというを前提にした施設づくりをやってまいりましたから、そういう意味では、今回のこの制度に、私立幼稚園が間尺を合わしていこうとすると、必ず市町村の壁にぶつかるということがあります。そのところの施策は、残念ながら大阪府が調整していただかないと、どこの自治体も市町村ごとでは調整できないです。

広域行政のところ、そういうことに対する問題点をできるだけ洗い出して、市町村ごとに壁が立っているものを低くしていくような施策をお取りいただかないと、私立幼稚園の参入はずっと拒まれたまま、このままいくわけです。

そうすると、今現在のようなかたちで、小規模保育所という待機児童の多いところに、ビルの1階、2階、3階で、子どもたちが、ゼロ歳、1歳、2歳の子たちが生活をすると。2歳児は満3歳になっていくので、もう走るのです。走り回る子どもたちを園庭のない施設の中に収容され続けているというのは、私は現場の立場として、やはりいただけないです。

ですから、いい環境を持っている、そういうところが参入しやすいような根本的な解決方法を打ち出していただかないと、きっとこの状況は続くでしょうし、そういうところで働いている保育士は、保育の仕事に対して、あまりやはり満足度が得られません。これは離職の動機にもつながっているわけで、風呂の栓をせずにお湯を入れているようなもので、いつまでたっても保育士不足も解消しないという。いろいろな側面がやはりあると思うのですが、そのあたりの施策が、大きな意味での基本計画の中に、どうたい込まれていくのかというのは、今後必要になるのではないかと考えています。

○会長 ありがとうございます。

○委員 はい。最近、弊社に寄せられる相談で、保育士の資格を持っていて、今までずっと事務、例えば20歳から50歳まで勤めた人が、やはり保育士になりたいという夢を持っていたので、紹介業のような方に紹介されて、大阪府の中の小規模施設のオープニングスタッフの保育士に移ったのです。

それが結構激務で、50歳で初めて保育の仕事をするのに休みもなく、元に戻りたいと思っても、コーディネーターの人にやめさせてもらえないということで、非常に悪質ではないですけども、こういう不足しているときにビジネスが発生して、そういう業者も出てきているようなので、そういうものの取り締まりというのか、その人が悩みを言うところとか。

ここの業務かどうかは分からないのですが、実際にそういう事例がたくさんあって、相談が出てきていますので、相談していくところがないという声が寄せられているので、不足しているところにはいろいろなことが起こる、そういったことにも注意していたほうがいいのかと、少し報告させていただきます。

○会長 ありがとうございます。非常に重要なご指摘をお二方からいただきました。他にいかがでしょうか。

○委員 それと待機児童がある市町村の質が、たぶん二極化してきたんだろうと、私自身は思っております。といいますのが、先ほど委員からお示しがあつた豊中市もですし、吹田市も、堺市が少し増えたのかなというところで、人口と児童数が増えている市町村の待機児童対策と、私がいる東大阪市などは、この10年で4600人の就学前児童数が減っています。

そうしたところでの、待機児童はまだいるけれども、人口が減っている市町村の待機児童、それと加えて大阪府下でも、約半数が待機児童ゼロという市町村になっていますので、そうした中で、待機児童に対する考え方も、今までのようにどんどん施設をつくらなければ

ばならない、まだ人口が増えている市町村と、人口が減少してきている市町村との対策も変えていかなければならないのかとは思っております。

○会長 ありがとうございます。半数が待機ゼロになっているというご報告もいただきました。他に、いかがでしょうか。

○委員 聞いた情報であれなんですけれども、大阪府の中でも、市町村によって、保育費ですね、収入にかかわらずゼロにする市が出てくるとか、そういうことで、すごく市の中でも競争が、若年者をたくさん市に迎え入れようとか、そういうことを大阪府として把握されていたり、そのようなところをどのように考えられているのかと思って。この場で聞くことではないかもしれませんが、すみません、お時間のないところで。

○会長 ありがとうございます。意見としては、皆さん、これで出尽くした感じでしょうか。

○委員 人材確保の関係で、職場環境の改善の中でも給与の問題について、指摘しておきたい点があります。保育所や一時預かり事業などの子育て支援で、民間委託や指定管理者制度がすすんでいるが、そういうときの保育士の人たちの人件費がかなり低く抑えられている現状がある。昨今は、保育士の賃上げがすすんで当然と思える状況下だが、行政の予算編成では、そうしたことを反映させようとする姿勢はある意味民間以上に鈍いように思う。

直営でやっていたものを、指定管理とか民営にするのは、何がメリットかと言えばコストダウンだという、そういう考え方に強く偏ってしまって、配慮すべき具体的課題の検討に極めて消極的になってしまう現状がある。低すぎる賃金の現状の改善に思いがなかなか及んでいない。つまり、予算は増えたらいかんと。同じ事業をやっているのに予算は昨年より増えたらいかんという感じなので、国も保育士給与等の改善の方向性があるのに、なかなかこれが、肝心の市町村ですすまない。

最低賃金が上がったでしょう。それでその最低賃金が上がった分は、委託費で増額を来年度予算に認めるけれども、保育士で、かなり低い水準で数年間ずっと同じ基準で、指定管理なら指定管理をするときの人件費の算定について、人材確保や昨今の状況を踏まえて、わずかでも増額すべきではということに対して、それは駄目だと。最低賃金アップ分だけはオーケーだと。これが市町村の段階での具体的な現場の状況にあるんです。

だから、人材確保と言っているけれども、働いている人は、結局そこでずっと働いて、将来性を持って生活ができるのかということが、実は市町村という公の公共政策の絡んでいるところで改善されず、悪化していくことすらある。市場原理だと、人材不足の場合、需要と供給で言えば、賃金が上がらなければいけないわけですが、それが働かない。

実際は、かなり公的な政策の中で保育とか、そういうのは大きく絡んでいますよね。学校の教員の世界ではそこまで起こっていないことが、保育現場では、かなりの低賃金で、悪い条件が定着してしまっている。人材確保に関連して改善の議論を審議会でやっているのに、実際、行政がそれを抑えこんでいるみたいな実態が、一方ではある。

だから、その辺をどうするのかというのを、大阪府には市町村での実態を把握していただきたいと思うのです。例えば民営化や指定管理者契約しているときの保育士の待遇、補助・委託をするときの人件費の基準はどの程度になっているのか？現場の保育士の人たちの給料はどうなっているのか？

国は、全労働者の平均賃金と、保育労働者の平均賃金を、かなり大きな格差があると統計を出していますが。指定管理や民営など、いろいろと補助をしているところの保育士の給与実態がどうなっているのかというぐらひは、大阪として一度データを集めてほしいと思います。

○会長 ありがとうございます。

たくさんのご意見をいただきました。皆さん、共通項もあり、委員がおっしゃられた、各自治体の実態がどうなっているのか。取り合いになっているビジネスの入り方とかということ、まずは把握していただきたいということは、皆さんの意見から共通項かと思えます。

やはりつくり込みとしては、委員がおっしゃられた、根本的に、これは国から、全体的な話にはなるかもしれませんが、どうしても後追いになっているので、府としてどのように、後追いではなく前出ししていくのかみたいなことを、やはり府は、冒頭に言いましたようにモデルになって、皆さんが見ていくところですので、少しそこを、非常に難しい宿題かもしれませんが、ぜひにと思いました。

モデルが出せるような、今、出てきた意見も、どのように市町村に折り込んで市町村に打ち出していけるのかということとか、そこが縛りになって、質の低下を免れるというようにつくり込めないか。

そのときは委員がおっしゃられた地域による違いを折り込んで、みんなが一律ではないと思いますので、というように思いました。ありがとうございます。

それでは時間の関係で急がせていただきます、すみません。予定よりずいぶん押しすごさいます。その他案件のところをお願いします。

#### 【事務局】報告「児童虐待防止の取組みについて」

○会長 ありがとうございます。大阪府子どもを虐待から守る条例に基づく年次報告をご報告いただきました。この件について、何かございますか。

○委員 虐待の件は、非常に厳しい状況だと私も認識しておりますが。先日、虐待を専門にしている弁護士のお話を聞く機会があったときに、家庭の中で行われている子どもたちへのしつけで、暴力を用いてしつけをしているという、叩いてということですが、6割にのぼるということを聞きました。

60%の家庭で、虐待の一手手前までの事案が起こっているということは、虐待は駄目よという啓発だけではどうかと、足らないような気が私はしていて、子どものしつけを大

人の力でもってやることというのは、子どもの虐待になり得るのだという啓発のようなものが実は必要で、結構いろいろな方に聞いても、「ちょっとくらい、手ぐらい叩いてもいいのと違うか」とか、「お尻ぐらい、いいんじゃないか」とおっしゃる方は結構多いです。

でも、本当はそういうことでは子どものしつけはできません。できないにもかかわらず、それが効果があるとお思いの方がたくさんおられるということは、虐待の潜在件数がものすごい数があるのだと私は思っています。ですから、この虐待のファーストエイドである、ここの出血は止めなければいけませんけれども、先ほどの根治治療ではないですが、底辺のところでは何らかのキャンペーンを積極的にやらないと、大阪の件数は、先ほど日本一とおっしゃいましたが、どんどん増えていくと考えています。どうぞよろしく願います。

○会長 ありがとうございます。

○委員 すみません、短く要望だけ。大変な仕事だと思うのですが、虐待対応の仕事は。件数がかかり多く増えているのに、おそらく対応する職員の数は増えていないと思うのです。ときどきいろいろなところで聞くのですが、一人の職員が対応されている数はものすごい数だと思うのですね。

これも欧米では、よく一人の人が対応する数を制限するというのは常識なので、なかなか予算もありますので、大変だと思いますが、一人の職員の負担を軽減しながら内容を深めていくという対策が、ぜひ必要だと思います。それだけ少し申し上げたい。

あと一時保護施設ですが、不足しているのは間違いないと思います。その対応も、ぜひ、お願いしたいと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。今の点については、「児童福祉法」が今年度改正されて、国を揚げて来年から児童福祉司が増加する見込みでございます。それから要保護児童対策地域協議会という各市町村の虐待対応をする相談体制のところも、児童福祉司というかたちで増員されることが一応見込まれております。

それは、先ほどの保育士が増えると質の低下が起きるので大丈夫かということが、実は児童福祉司に対しても心配されています。スクールソーシャルワークも、同じく増員を文部科学省で言われていますが、同じようなことが言われているところです。

ぜひ、いろいろな制度をつくりながら、クオリティ、質を気にしていく審議会であり、皆さんと一緒にやり取りができたらと思いました。

委員のおっしゃられたところでは、家庭教育支援ということで、何か切り離されているのです。虐待対応というと、児童相談所や特別な人となるのですが、委員のおっしゃられたように6割と考えると、全ての家庭にどのように支援を入れていくのか。それが文部科学省のレベルで言うと、家庭教育支援ということになり、そこに今、国も力を入れようという動きがございます。大阪府もかなり頑張っておられるところだと思うのですが。

ご報告、ご意見をありがとうございました。先ほど、私から報告のほうを先に行っていました。ご報告、ご意見をありがとうございました。先ほど、私から報告のほうを先に行っていました。ご報告、ご意見をありがとうございました。先ほど、私から報告のほうを先に行っていました。

○事務局 その他として、特別に議事は予定していたことはございませんので、議事としては、一応これで終了となります。

○会長 ありがとうございました。それでは、本日の議事、報告は以上でございます。

司会を、進行の大阪府にお返ししたいと思います。つたない進行で失礼いたしました。皆さんにコンパクトにご意見を出していただいたおかげでほぼ時間通りに終了できました。ご協力ありがとうございました。

○事務局 これをもちまして、「平成28年度 第1回 大阪府子ども施策審議会」を閉会させていただきます。

委員の皆さま、本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

(終了)